

奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画 【案】

令和 年 月



目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項..... | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 計画の位置づけ..... | 2 |
| 3. 計画期間..... | 2 |
| 4. ギャンブル等依存症の定義..... | 2 |
| 第2章 本県のギャンブル等をめぐる状況..... | 4 |
| 1. 県内におけるギャンブル等の施設の状況..... | 4 |
| 2. 公営競技におけるインターネット投票の状況..... | 6 |
| 3. ギャンブル等依存症が疑われる方の推計値..... | 9 |
| 4. ギャンブル等依存症の患者数と医療機関数の推移..... | 10 |
| 5. ギャンブル等依存症に関する相談状況..... | 11 |
| 6. ギャンブル等依存症への支援体制..... | 11 |
| 7. 自助グループや家族会等の状況..... | 13 |
| 8. 本県のギャンブル等依存症対策の課題..... | 13 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 15 |
| 1. 基本理念..... | 15 |
| 2. 基本方針..... | 16 |
| 3. 計画の目標..... | 18 |
| 第4章 具体的な取組..... | 19 |
| 1. 発生予防..... | 19 |
| 2. 進行予防..... | 21 |
| 3. 再発防止..... | 23 |
| 4. 基盤整備..... | 25 |
| 第5章 推進体制等..... | 28 |
| 1. 計画の推進体制..... | 28 |
| 2. 計画の進行管理..... | 29 |
| 資料編..... | 30 |
| 1. 奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定経過..... | 30 |
| 2. 奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議設置要綱..... | 31 |
| 3. 奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議委員名簿..... | 33 |
| 4. ギャンブル等依存症対策基本法..... | 34 |

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

多くの人が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、医療体制及び相談支援体制が広く整備されていなかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループや家族会等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である方等が必要な治療及び支援を受けられていないという問題があります。また、依存症に関する正しい知識と理解が得られていないことから、依存症への偏見、差別があり、依存症の方やその家族に対して適切な治療や支援に結びついていないという課題があります。

そうした中、ギャンブル等依存症対策の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、国民の健全な生活の確保を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、平成30(2018)年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」(平成30年法律第74号)(以下「基本法」という。)が施行されました。平成31(2019)年4月には、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定され、令和4(2022)年3月には変更が加えられました。

本県においても、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を基本としつつ、医療・教育・当事者・家族・関係事業者・市町村等により構成された奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議を設置し、本県の実情に即した「奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

今後は、本計画に基づき、関係機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた切れ目のない包括的な支援を行うとともに、ギャンブル等依存症である方及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第1項に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画です。

また、本計画は、ギャンブル等依存症対策の推進に当たって、関連する「奈良県保健医療計画」、「なら健康長寿基本計画」、「奈良県アルコール健康障害対策推進計画」、「奈良県自殺対策計画」等と整合性を図り、推進します。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度の3年間とします。

4. ギャンブル等依存症の定義

（1）依存症について

依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることですが、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。

「物質への依存」とは、アルコールや薬物といった精神に依存する物質を原因とする依存症状のことを指します。依存性のある物質の摂取を繰り返すことによって、以前と同じ量や回数では満足できなくなり、次第に使う量や回数が増えていき、使い続けなければ気が済まなくなり、自分でもコントロールできなくなってしまいます（一部の物質依存では使う量が増えないこともあります）。

一方、「プロセスへの依存」とは、物質ではなく特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう症状のことを指します。

はじめは興味・関心から始まりますが、のめり込むかどうかは、「心理的な要因」、「環境的な要因」、「家族の要因」が関わると考えられています。また、誰でもなる可能性があり、開始年齢が低いほど、後に依存のリスクが高くなることが分かっています。

また、依存症は特定の行為を自分の意思でやめたり、減らしたりできない病気であり、病気であるということが理解されず、本人の意志が弱いからという誤解や偏見が存在しています。そのため、相談や必要な治療、支援につながりにくくなっている現状があります。

(2) ギャンブル等依存症の定義

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

また、医学的には、精神科診断基準について ICD-10 の分類では「病的賭博 (Pathological gambling)」、DSM-5 の分類では「ギャンブル障害 (Gambling Disorder)」として位置付けられています。

ICD…世界保健機関 (World Health Organization: WHO) が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類。令和4 (2022) 年に発行された ICD-11 においては、「Gambling disorder」が該当する。

DSM…アメリカ精神医学会 (American Psychiatric Association: APA) が作成した「精神疾患の分類と診断の手引き」。

本計画では、基本法第2条に基づき、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義します。

第2章 本県のギャンブル等をめぐる状況

1. 県内におけるギャンブル等の施設の状況

(1) 県内にある公営競技場等の状況

県内にある公営競技場等は以下のとおりです。

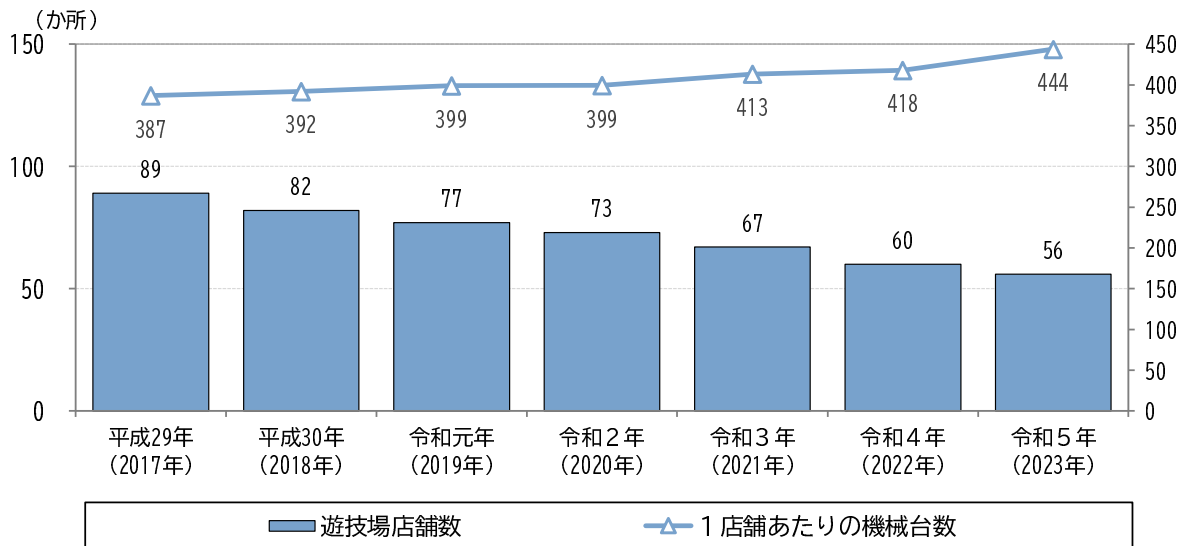
奈良県内にある公営競技場等

| | 名称 | 公営競技種目 |
|-------|---------------------|-----------|
| 競技場 | 奈良県営競輪場 | 競輪 |
| 場外発売所 | ボートレースチケットショップ 大和ごせ | モーターボート競走 |

(2) 県内にある遊技場店舗（ぱちんこ営業所）の状況

県内にある遊技場店舗数は、減少傾向で推移しており、令和5（2023）年12月31日現在で56箇所となっています。

奈良県内にある遊技場店舗数と1店舗あたりの機械台数の推移

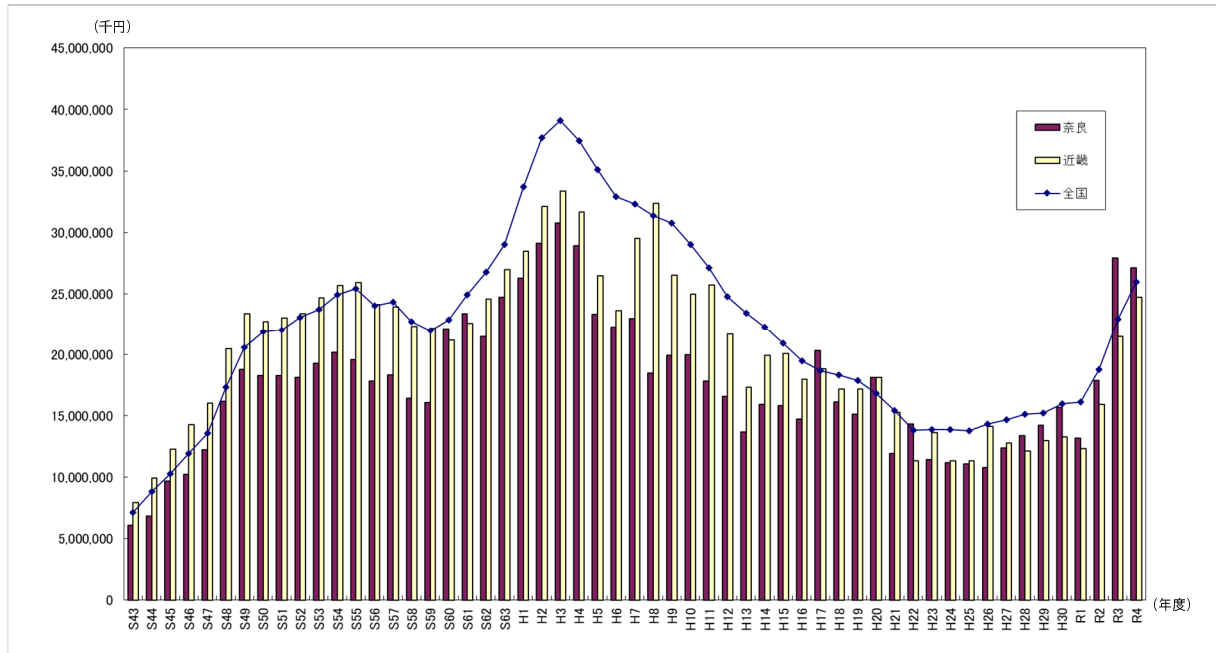


出典：全日本遊技事業協同組合連合会HP「全国遊技場店舗数及び機械台数（警察庁発表）」

(3) 奈良県営競輪場の状況

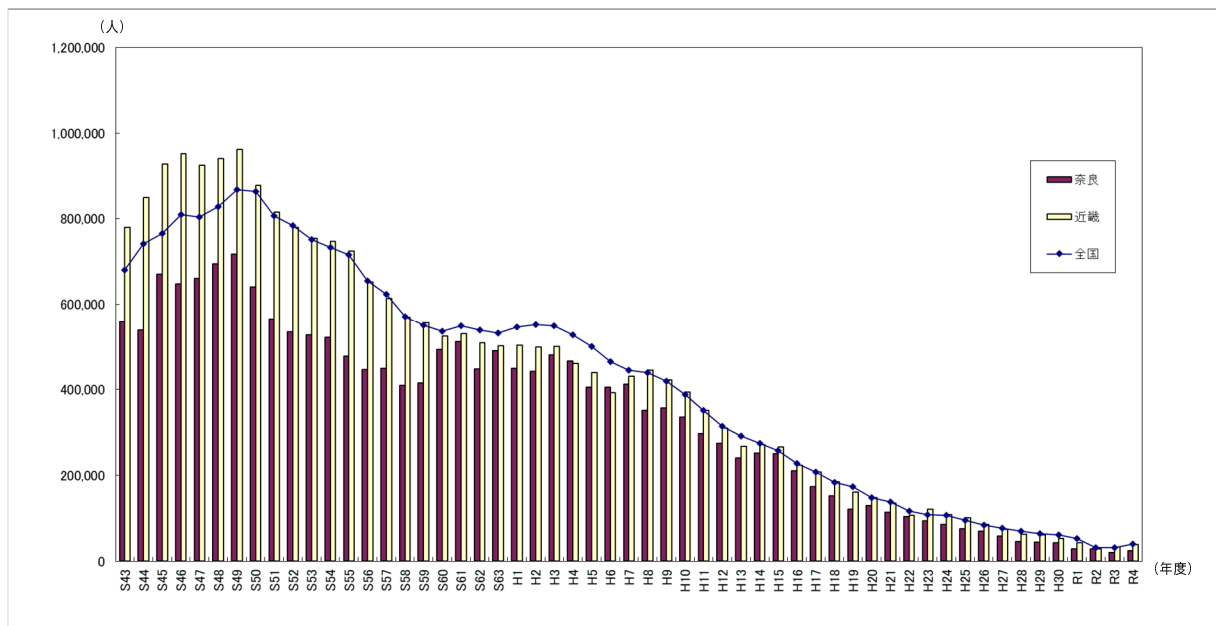
奈良県営競輪場の車券売上額は増加している反面、入場者数は減少傾向にあります。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でインターネット投票の増加が考えられます。また、近畿平均と全国平均を比較すると以下のとおりとなっています。

車券売上金額の推移(近畿、全国は1場平均の金額)



出典：奈良県営競輪場「競輪事業の概要」

入場者数の推移(近畿、全国は1場平均の人数)

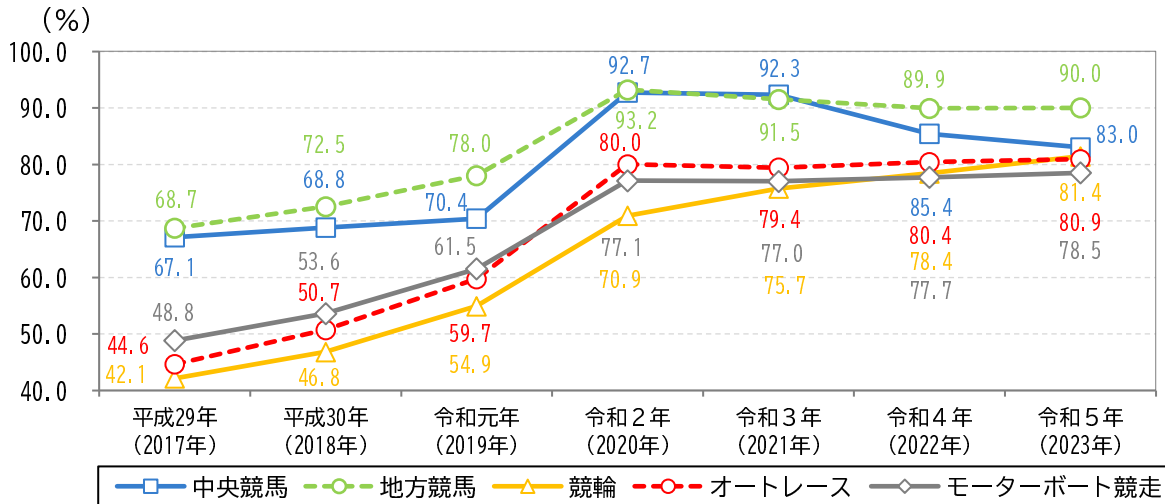


出典：奈良県営競輪場「競輪事業の概要」

2. 公営競技におけるインターネット投票の状況

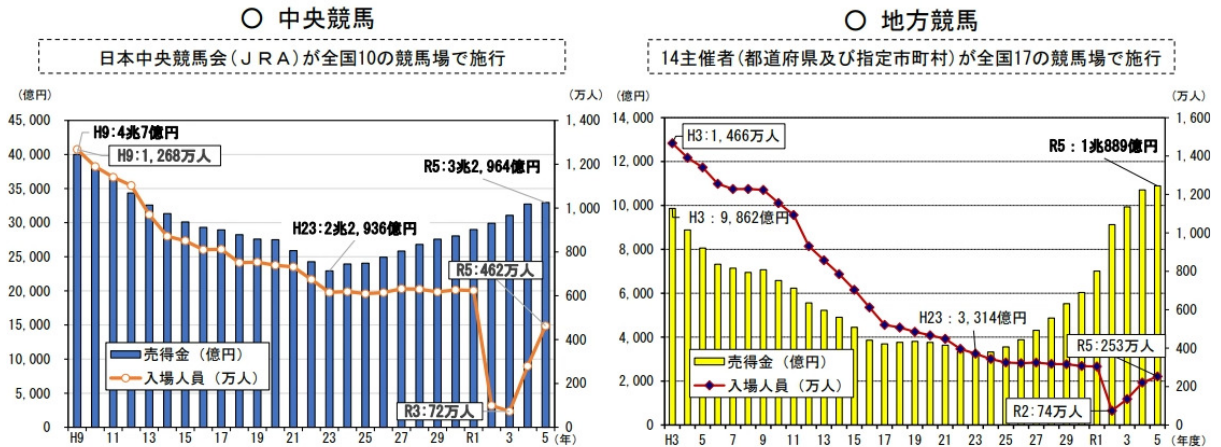
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加しており、売上（売得金）の多くがインターネット投票によるものとなっています。

公営競技における売り上げに占めるインターネット投票割合の推移



出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局「進捗状況について」

中央・地方競馬における売得金及び入場人数の推移



出典：農林水産省HP「競馬の概況」

中央競馬における形態別売得金（令和5年）

| | 売得金 | 対前年比 |
|---------------|------------|--------|
| 開催競馬場 | 890 億円 | 151.7% |
| 場外馬券売場 | 4,801 億円 | 114.9% |
| インターネット投票（国内） | 2兆7,064 億円 | 97.4% |
| インターネット投票（海外） | 209 億円 | 105.6% |
| 合計 | 3兆2,964 億円 | 100.7% |

※ 売得金とは、勝馬投票券の発売金から返還金を引いたもの。

※ 日本中央競馬会の事業年度は1～12月

出典：農林水産省HP「競馬の概況」

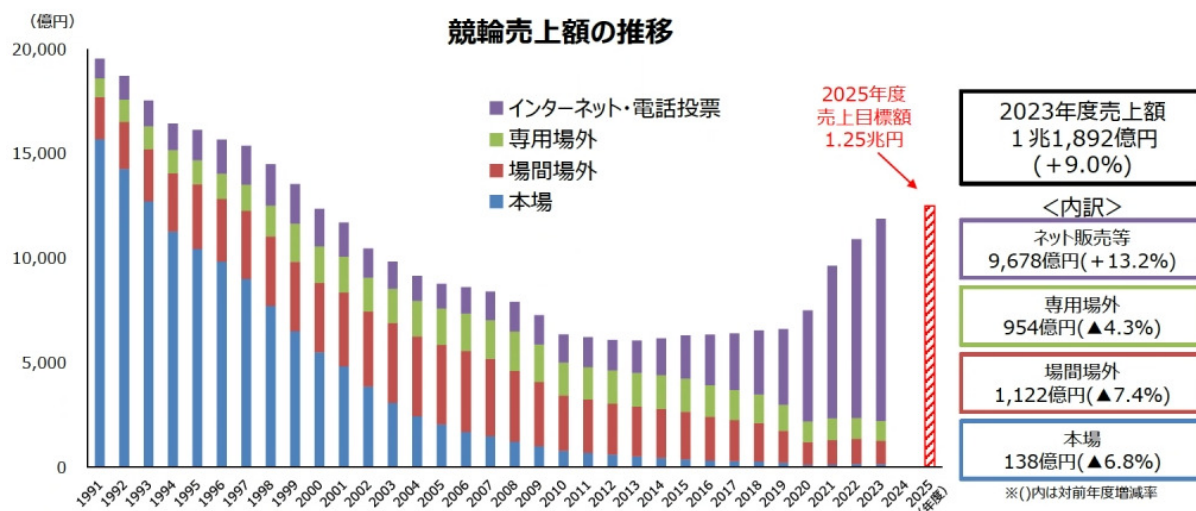
地方競馬における形態別売得金（令和5年度）

| | 売得金 | 対前年度比 |
|-----------|----------|--------|
| 開催競馬場 | 289 億円 | 108.6% |
| 場外馬券売場 | 799 億円 | 97.9% |
| インターネット投票 | 9,800 億円 | 101.9% |
| 合計 | 1兆889 億円 | 101.7% |

※ 地方競馬の事業年度は4～3月

出典：農林水産省HP「競馬の概況」

競輪売上額の推移

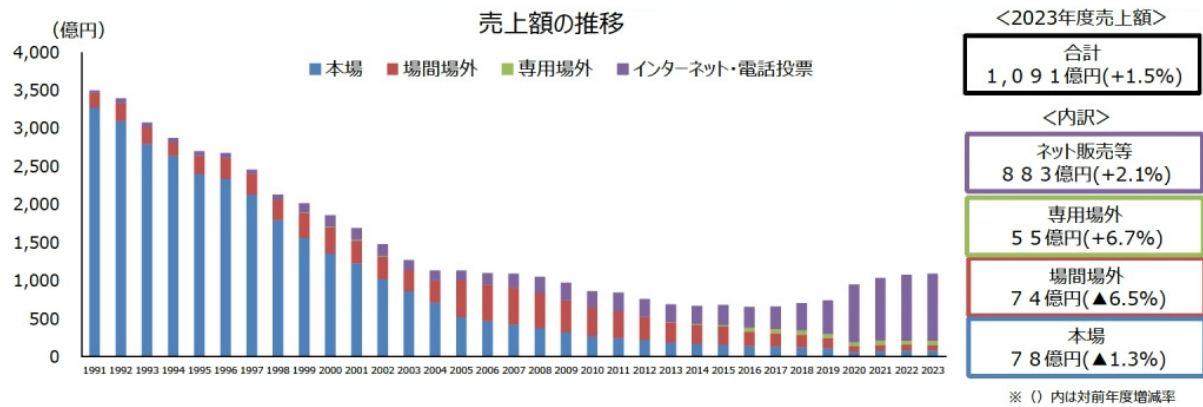


競輪施行者全体の売上額（令和5年度）

| | 売得金 | 対前年度増減率 |
|--------------|------------|---------|
| 本場 | 138 億円 | ▲6.8% |
| 場間場外 | 1,122 億円 | ▲7.4% |
| 専用場外 | 954 億円 | ▲4.3% |
| インターネット・電話投票 | 9,678 億円 | +13.2% |
| 合計 | 1兆1,892 億円 | +9.0% |

出典：経済産業省「第19回 産業構造審議会 製造産業分科会 車両競技小委員会（2024年5月21日開催）」資料

オートレース売上額の推移



オートレース施行者全体の売上額（令和5年度）

| | 売得金 | 対前年度増減率 |
|--------------|---------|---------|
| 本場 | 78億円 | ▲1.3% |
| 場間場外 | 74億円 | ▲6.5% |
| 専用場外 | 55億円 | +6.7% |
| インターネット・電話投票 | 883億円 | +2.1% |
| 合計 | 1,091億円 | +1.5% |

出典：経済産業省「第19回 産業構造審議会 製造産業分科会 車両競技小委員会（2024年5月21日開催）」資料

モーターボート競走の売上（令和5年度）

| | 売得金 | 前年度比 |
|----------|-----------|--------|
| 総売上 | 2兆4,220億円 | 100.3% |
| うち電話投票売上 | 1兆9,010億円 | 101.3% |

※ 電話投票とは、ボートレース場やボートレースチケットショップ等に行かなくても、スマートフォン・携帯電話やパソコンから舟券が購入できるサービスのこと

出典：一般財団法人 BOATRACE振興会HP「2023年度ボートレースの売上・利用者について」

3. ギャンブル等依存症が疑われる方の推計値

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター「令和2年度 依存症に関する調査研究事業 ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」によると、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、以下のように推計しています。

「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合の推計

| | 男性 | 女性 | 全体 |
|--------------|------|------|------|
| SOGSによる割合の推計 | 3.7% | 0.7% | 2.2% |
| PGSIによる割合の推計 | 2.8% | 0.4% | 1.6% |

出典：松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年

■ SOGS (South Oaks Gambling Screen)

アメリカのサウスオクス財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテスト。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されている。

■ PGSI (The Problem Gambling Severity Index)

カナダのHarold Wynne博士、Jackie Ferris博士によって開発されたギャンブル問題の自記式のスクリーニングテストで、一般住民を対象とした疫学調査で使用するために開発されたテスト。

※ この調査では、ギャンブルを「金銭や品物などの財物を賭けて偶然性の要素が含まれる勝負を行い、その勝負の結果によって賭けた財物のやりとりをおこなう行為である。日本国内における競馬、競輪、競艇などの公営ギャンブルのほか、海外のギャンブル（カジノ、ブックメーカー等）や、違法ギャンブル（裏カジノ、賭け麻雀等）などが含まれる。パチンコ・パチスロも含む」としている。

※ ただし、この調査で用いられたスクリーニングテストであるSOGS及びPGSIによる、ギャンブル等依存が疑われる者の推計は、あくまでも問題を有する可能性がある者を検出するものです。スクリーニングテストで検出された方が、実際にギャンブル障害の診断基準に該当するかどうかについては医師の診察および診断が必要です。

これを本県の18～74歳人口（875,122人）（奈良県政策推進課「奈良県の推計人口調査」（令和5（2023）年10月1日現在））で換算すると、県内で過去1年以内のギャンブル等依存症が疑われる方は、SOGSでは約18,600人、PGSIによる推計では約13,500人と推計されます。

4. ギャンブル等依存症の患者数と医療機関数の推移

本県におけるギャンブル等依存症の患者数及び医療機関数は以下のとおりです。

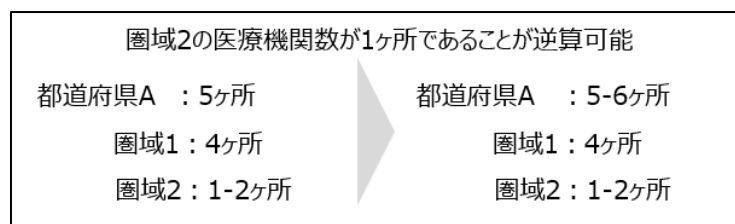
外来患者数は、前述の奈良県における「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計人数と比較して少ないことから、医療機関につながっていない方が多いことが推測されます。

奈良県におけるギャンブル等依存症の患者数と医療機関数の推移

(単位：人、か所)

| | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 令和元年度 (2019 年度) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 精神入院患者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 非公表 | 0 |
| 精神入院医療機関数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1-2 | 0 |
| 総外来患者数 | 非公表 | 非公表 | 10 | 非公表 | 12 | 1-9 |
| 総外来医療機関数 | 1-2 | 1-2 | 3 | 1-2 | 4 | 3-4 |

※ 医療機関数が 2 以下 (1-2 の表示) の場合は患者数は非公表、患者数が 10 人未満の場合は「1~9」といった表記をしている。また、「1-2」、「1-9」とマスキングされた値が他の数値から逆算可能な場合は、逆算ができないように他の数値に幅を持たせて表示。



出典：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「NDB集計・統合データ」

5. ギャンブル等依存症に関する相談状況

本県におけるギャンブル等依存症の相談状況については以下のとおりで、奈良県精神保健福祉センターが中心となり、郡山保健所、中和保健所、吉野保健所、奈良市保健所では、依存症全般に関する相談を受け付けています。

奈良県におけるギャンブル等依存症に関する相談状況

(単位：人)

| | | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) |
|----------------|----------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 精神保健 福祉センター | 相談 | - | 20 | 128 | 79 | 169 | 66 |
| | 電話 相談 | 8 | 29 | 12 | 30 | 50 | 111 |
| 保健所 | 相談 | 5 | 6 | 7 | 7 | 1 | 4 |
| | 電話 相談 | 10 | 10 | 5 | 6 | 3 | 10 |
| 市町村 | 相談 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | 電話 相談 | 5 | 12 | 7 | 5 | 4 | 20 |

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」及び「地域保健・健康増進事業報告」

6. ギャンブル等依存症への支援体制

(1) 精神保健福祉センターが実施する集団プログラム

当事者プログラム

ギャンブル依存症患者に対して、認知行動療法を用いた治療、回復プログラムを実施

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 参加者数(延べ) | 28 | 12 | 45 | 31 | 53 |

家族プログラム

ギャンブル依存症者の家族に対して、「CRAFT」等の回復プログラムを実施

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 参加者数(延べ) | - | 19 | 64 | 45 | 45 |

(2) ギャンブル等依存症の相談拠点・専門医療機関等の設置状況

近畿府県におけるギャンブル等依存症の相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関については以下のとおりです。

近畿府県におけるギャンブル等依存症の支援機関設置状況（令和6年3月31日現在）

| | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 依存症相談拠点 | 8 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 |
| 依存症専門医療機関 | 1 | 5 | 5 | 2 | － | 4 |
| 依存症治療拠点機関 | 1 | － | 1 | 2 | － | 1 |

出典：依存症対策全国センター 依存症専門相談窓口（依存症相談拠点）の一覧リスト及び依存症専門医療機関及び治療拠点の一覧リストから抜粋

■依存症専門医療機関

依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有した医師が担当する入院医療や依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関。国が定める選定基準に基づき、都道府県・政令指定都市が選定する。

■依存症治療拠点機関

医療機関を対象とした依存症に関する研修や専門医療機関の活動実績の取りまとめを行うなど、依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関。国が定める選定基準に基づき、依存症専門医療機関の中から都道府県・政令指定都市が選定する。

(2) 奈良県精神保健福祉センターにおける支援内容

本県では、精神保健福祉センターを依存症相談拠点として位置付け、相談対応と回復支援の拠点として、以下の事業を実施しています。

① 精神保健福祉相談

依存症に関する相談に専門の職員が対応し、必要に応じて支援機関へとつないでいます。

② ギャンブル等依存症（当事者）回復プログラム

平成30（2018）年度よりギャンブル等依存症の方に対して、集団による回復プログラムを実施しています。

③ ギャンブル等依存症（家族）ミーティング

平成31（2019）年度より、ギャンブル等依存症の家族に対して同じ悩みを持つ家族同士が意見交換できる場を開催しており、必要に応じて回復プログラムを実施しています。

④ ギャンブル等依存症や関連問題に関わる関係機関を対象とした研修会

依存症対策研修会等を開催し、相談に応じる職員がギャンブル等依存症者やその家族等に対して、適切に応じて相談拠点につなぐ支援ができるよう人材育成を目的とした研修会を実施しています。

7. 自助グループ等の状況

本県におけるギャンブル等依存症に関する支援を行う団体は、令和6（2024）年4月現在、以下の団体が活動しています。

■自助グループ

- ・GA（ギャンブラーズ・アノニマス）
コンパスグループ、檀原グループ
- ・GAM-ANON（ギャマノン）
奈良わかくさG、のぞみG、奈良王寺G
- ・NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会
- ・ワンネスファミリーグループ奈良

■民間支援団体

- ・公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会

■回復支援施設

- ・ワンネス財団
奈良 GARDEN、エモーショナルリテラシーセンター、ワンネスの里、
フラワーガーデン（女性対象施設）

8. 本県のギャンブル等依存症対策の課題

（1）正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症が疑われる方の推計値と、実際に受診した患者数及び相談者数に乖離があることから、治療や支援につながっているのは一部であると考えられます。

ギャンブル等依存症の進行を防止するためには、早期発見・早期介入が重要です。ギャンブル等依存症の方やその家族が早期に必要な治療や支援につながるよう、ギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を行うとともに、引き続き相談窓口の周知を行う必要があります。

（2）インターネットを介したギャンブルの増加

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会環境が大きく変化する中で、公営競技における売上（売得金）の多くがインターネット投票によるものとなっています。また、近

年、日本国内からのオンラインカジノやスポーツベッティング（スポーツ賭博）サイトへのアクセス数が増加していることが指摘されており、インターネットを介したギャンブルが身近なものになっています。

インターネットを介したギャンブルの増加により、ギャンブル等依存症の発症リスクは以前より高まっていると考えられ、スマートフォンがあれば簡単にアクセスできるため、ギャンブル等依存症の若年化につながっていると考えられます。

日本国内でのオンラインカジノ等の利用は賭博罪になること等、若年層を中心に正しい理解と知識の普及啓発に取り組む必要があります。

（３）専門治療を受ける体制の整備

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患ですが、全国的にギャンブル等依存症の治療を専門とする医療機関が不足しており、ギャンブル等依存症の専門医療機関の選定を行えていない状況です。

そのため、ギャンブル等依存症専門医療機関の選定により、本県における依存症医療提供体制の整備を図り、ギャンブル等依存症の相談から治療・回復支援に至る切れ目ない包括的な支援体制を構築し、ギャンブル等依存症の方やその家族が、より早期に、適切な支援に結びつく環境づくりに取り組む必要があります。

また、専門医療機関の連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、本県におけるギャンブル等依存症の治療に対応できる医療提供体制の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本法第3条では、ギャンブル等依存症対策の基本理念として、以下のとおりとしています。

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
- ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

これは、ギャンブル等依存症が、ギャンブル等依存症の方やその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることから、国民の健全な生活の確保を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する必要があることを意味しています。

そのため、本計画では、基本法第3条の基本理念に基づき、基本理念を以下のように定めます。

【基本理念】

- 1 **ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講じ、依存症者及びその家族等が円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する**
- 2 **多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらに関する施策との有機的な連携が図られるよう配慮する**
- 3 **アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう配慮する**

2. 基本方針

本県のギャンブル等をめぐる状況や基本理念を踏まえ、次の4つの基本方針に基づいて、ギャンブル等依存症対策を推進していきます。

基本方針1 発生予防

(1) 普及啓発・予防教育

ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、関係事業者と連携し、ギャンブル等の不適切な誘引を防止する取組を推進します。

基本方針2 進行予防

(1) 相談支援

地域におけるギャンブル等依存症の相談の中心となる依存症相談拠点（精神保健福祉センター）等において、ギャンブル等依存症で悩む方やその家族が早期に相談ができ、適切な助言や支援を受けられるよう、県民への相談窓口の周知徹底を進めます。

また、ギャンブル等依存症関連問題に関わる関係機関との更なる連携強化を図り、ギャンブル等依存症の疑いのある本人及びその家族が、適切な相談・支援を受けられる支援体制の強化を図ります。

(2) 治療支援

ギャンブル等依存症である方が適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症の専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行うとともに、依存症相談拠点（精神保健福祉センター）において、ギャンブル依存からの回復プログラムを引き続き実施します。

基本方針3 再発防止

(1) 民間団体との連携

ギャンブル等依存症である方等が互いに支え合ってその予防や回復を図るための活動を行う、自助グループや家族会等の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動への支援を行います。

(2) 社会復帰支援

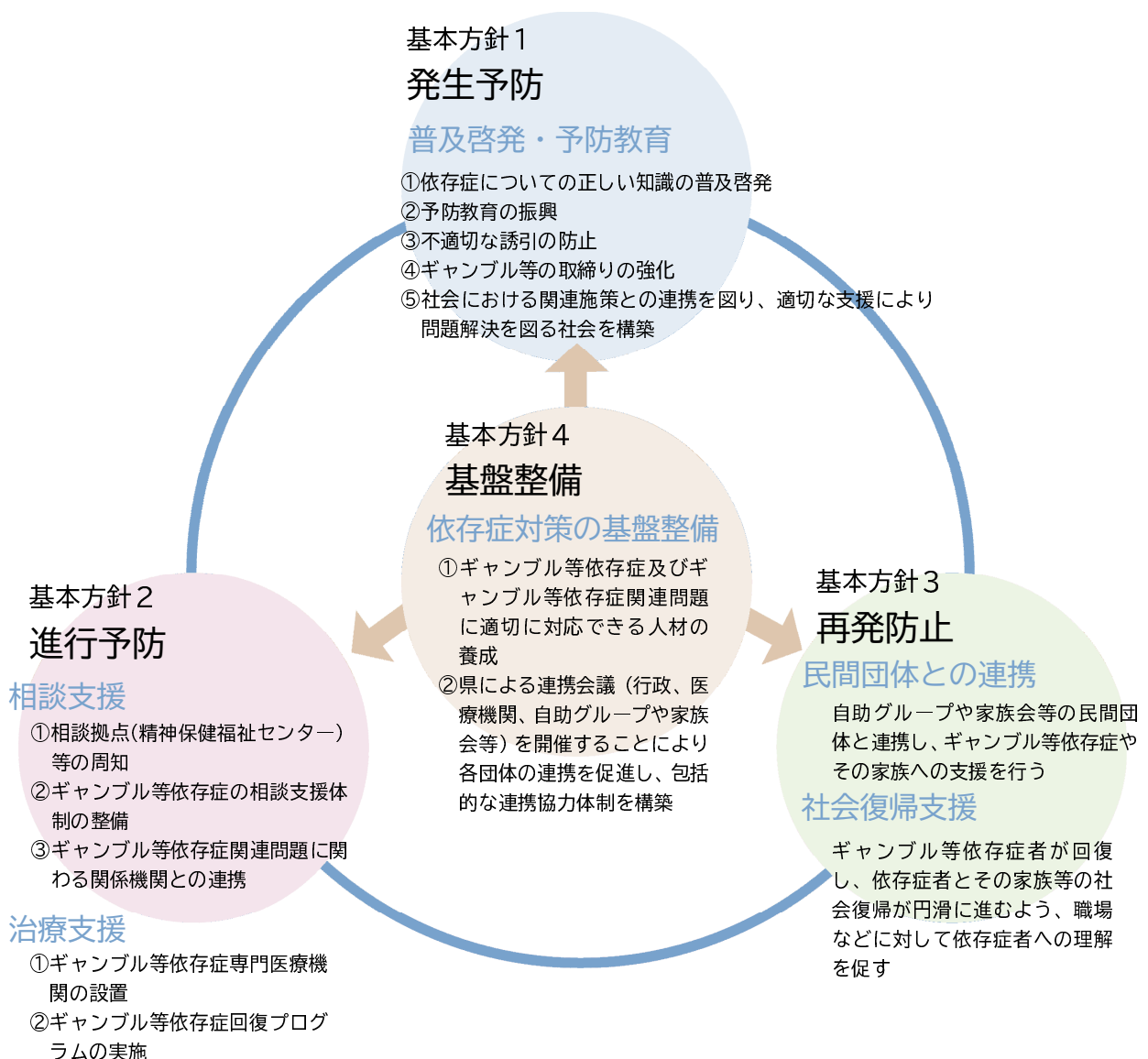
ギャンブル等依存症である方が回復し、依存症者とその家族等の社会復帰が円滑に進むよう、職場などに対して依存症者への理解を促します。

基本方針4 基盤整備

(1) 依存症対策の基盤整備

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図ります。

また、ギャンブル等依存症対策の効果的な実施を図るため、県による連携会議（行政、医療機関、自助グループや家族会等）を開催し、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現、関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。



3. 計画の目標

本計画では、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、以下の指標を設定します。

| 段階 | 指標 | 現状（値） （令和5年度） | 目標（値） （令和9年度） |
|------|---------------------------------|------------------|------------------|
| 発生予防 | ギャンブル等依存症に関するセミナーや講演会の参加者数 | — | 100人 |
| 進行予防 | 保健所・精神保健福祉センター・市町村の相談件数 | 214人 （令和4年度） | 300人 |
| | 専門医療機関の設置 | 0箇所 | 1箇所 |
| 再発防止 | 精神保健福祉センターが実施する集団プログラム参加者数（当事者） | 53人 | 70人 |
| | 精神保健福祉センターが実施する集団プログラム参加者数（家族） | 45人 | 70人 |
| 基盤整備 | 人材育成、知識や技術等の向上のための研修等への参加人数 | 93人 | 150人 |

第4章 具体的な取組

1. 発生予防

○普及啓発・予防教育

(1) 依存症についての正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症の発生を予防するためには、県民一人ひとりがギャンブル等依存症に関連する問題について正しい知識を持ち、自らが予防に必要な注意を払う必要があります。

今後の取組

- 市町村や関係機関等との連携を図りながら、ギャンブル等依存症に対する誤解や偏見の解消に向けた正しい知識の普及啓発活動として、ギャンブル等依存症セミナーや講演会を開催します。
- 基本法で定めるギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から5月20日）等の機会を通して、県民の間にギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、啓発イベント等による普及啓発に取り組みます。
- ホームページやSNS、広報誌、啓発チラシ等の活用により依存症について正しい知識の情報発信を行います。
- 関係事業者と連携し、ギャンブル等依存症に関する啓発活動に取り組みます。
- ギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解の促進について、自助グループや家族会等と連携し、当事者やその家族の体験談や講演会、自助グループの活動の紹介など、効果的な普及啓発を図ります。
- 心のサポーターの養成をはじめとする精神疾患に関する普及啓発の取組を通じて、周囲がギャンブル等依存症を含む依存症に早期に気づけるよう普及啓発の取組を推進します。

(2) 予防教育の振興

ギャンブル等の嗜癖行動は、開始年齢が早いほど依存症に陥りやすいことから、学校において行動嗜癖に関する指導を行うことが大切です。学習指導要領に基づく教育の実施を着実に進めるとともに、ギャンブル等依存症は誰でもなり得る病気であることや、公営競技等で年齢制限があること、法律上認められていないギャンブルは刑法上の法律違反であることなどを教育することで未成年者の誘引を防止する地域社会を形成する必要があります。

今後の取組

- 県教育委員会と連携し、学校教育において、ギャンブル等依存症などの嗜癖行動に関する指導を行うことを目的とした「ギャンブル等依存症指導参考資料」について、学校等へ周知し、授業でも正しい知識を深められるような取組を進めます。

(3) 不適切な誘引の防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、関係事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりが重要です。そのため、射幸心をあおる内容の広告や宣伝の抑制や、本人や家族の申告によるアクセス制限の強化等により、不適切なギャンブル等への誘引を防止する必要があります。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、ぱちんこ営業所は適正な営業に努める必要があります。

今後の取組

- 競輪場や遊技業協同組合と連携し、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝や、本人や家族の申告によるアクセス制限の強化、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者によるぱちんこ営業所内への立入及び遊技禁止等、地域社会全体で、ギャンブル等への不適切な誘引防止に取り組みます。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、ぱちんこ営業所に対して、公安委員会による立入り等を通じて適正な営業に努めるよう指導を行います。

(4) ギャンブル等の取締りの強化

厳正な取締りにもかかわらず賭博事犯は依然として発生しており、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化している。違法な賭博店等の厳正な取締りを推進する必要があります。

今後の取組

- 奈良県内における違法なギャンブル等の取締りを推進します。

(5) 社会における関連施策との連携を図り、適切な支援により問題解決を図る社会を構築

ギャンブル等依存症は多重債務や貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題と密接に関連していることから、ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、市町村や関係機関等とも

連携を図り、適切な支援により問題解決を図る必要があります。

今後の取組

- 精神保健福祉センターは、福祉事務所や消費生活センター、各市町村等、ギャンブル等依存症問題に関わる関係機関への研修等を行うことにより、相談対応に従事する者のギャンブル等依存症の知識を向上させるための研修を実施するとともに、相談・連携体制の強化を図ります。
- 関係機関の職員が、ギャンブル等依存症が疑われる方に対して精神保健福祉センターに紹介するなど関係機関と相談機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症の方やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を促進します。
- 講演会やチラシ等の配布の普及啓発や、家族や当事者を対象とした相談事業をおこなっている自助グループや家族会等と連携体制を強化します。

2. 進行予防

○相談支援

(1) 相談拠点(精神保健福祉センター)等の周知

本県では、ギャンブル等依存症に関する相談業務は、相談拠点である精神保健福祉センターを中心に保健所、市町村保健センター等で面接や電話相談が行われていますが、相談窓口がわからず依然として本人や家族等が相談にたどりつかず必要な支援につながらないことや、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪・ヤングケアラー等の相談の背景にギャンブル等依存症が疑われるにも関わらず気づかれていないことも少なくない状況です。

ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、本人や家族等が身近なところで相談でき、回復のための医療や支援を受けることのできる体制を構築することが求められています。

今後の取組

- ギャンブル等依存症の方やその家族等の誰もが、わかりやすく気軽に相談できるよう相談拠点である精神保健福祉センターの一層の周知を図るため、ホームページ等による広報啓発を行います。
- ギャンブル等依存症の方やその家族等を対象とした相談窓口を設置します。

(2) ギャンブル等依存症の相談支援体制の整備

ギャンブル等依存症の相談から治療・回復支援に至る切れ目ない包括的な支援体制を構築

するには、潜在的にギャンブル等依存症である方や家族等からの相談に応じる機会がある福祉事務所、子ども家庭相談センター、女性センター、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、発達障害者支援センター等の相談機関が、ギャンブル等依存症の相談に適切に対応できる相談支援体制を整備する必要があります。

今後の取組

- 相談に応じる職員が、適切な相談支援ができ、ギャンブル等依存症者の当事者やその家族等が必要に応じて継続的な支援を受けられることができる体制整備を進めます。

(3) ギャンブル等依存症関連問題に関わる関係機関との連携

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題を根本的に解決することができるよう、相談から治療、回復支援まで切れ目のない関係者の連携体制を構築する必要があります。

今後の取組

- ギャンブル等依存症の相談支援を行うに当たって、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題と密接に関連していることから、精神保健福祉センターを中心として、保健所や市町村等に分かりやすく気軽に相談できるよう、多重債務に関する相談機関をはじめとした関係機関と連携し、地域の窓口について広く周知を行います。
- ギャンブル等依存症の方やその家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築の取組を推進します。

○治療支援

(1) ギャンブル等依存症専門医療機関の設置

奈良県におけるギャンブル等依存症が疑われるとされた者は約 13,500 人と推計されます。一方で令和 2（2020）年度のギャンブル等依存症で県内医療機関に外来受診した患者数（1 回以上）は 12 人（厚生労働省「令和 2 年患者調査」）と推計数と大きな乖離があります。その要因として、当県には専門プログラムを提供できる医療機関がないことや依存症であることに本人が気づかないことがあげられます。

今後の取組

- ギャンブル等依存症の治療プログラムを用いて治療を行う医療機関を県の専門医療機関とし、そのうち専門医療機関の連携拠点機関となる医療機関を治療拠点機関とします。
- 医療機関に対して、依存症対策全国センター主催の「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」を案内することで受講を促し、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成します。

(2) ギャンブル等依存症回復プログラムの実施

本県では、精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症を抱える人を対象にグループで各テーマについてテキストを読み合わせしながら一緒に依存症の回復に取り組むとともに、家族を対象とした集団でのプログラムを実施しています。

今後の取組

- ギャンブル等依存症専門医療機関において、集団での回復プログラムを実施します。
- 精神保健福祉センター及び保健所等での相談支援体制の充実及び関係機関との連携を図るとともに、精神保健福祉センターでの回復プログラム及び家族支援プログラムの充実強化を推進します。

3. 再発防止

○民間団体との連携

(1) 自助グループや家族会等の民間団体との連携

ギャンブル等依存症の方がギャンブル等をしない生活を続けることや、その家族等が回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、民間団体とつながることも重要です。民間団体の活動や重要性等について情報発信を行うなど、ギャンブル等依存症の方やその家族等が民間団体につながることができるよう必要な支援を行う必要があります。

今後の取組

- ギャンブル等依存症の方の回復、社会復帰に重要な役割を果たしている自助グループや家族会等が相談活動等を行う際には、それが円滑に実施できるよう周知等への協力等、必要な支援を行います。
- ギャンブル等依存症回復者、家族の体験談や回復事例を紹介する等により、自助グループや家族会等の役割などについて周知を図ります。

○社会復帰支援

(1) ギャンブル等依存症の方やその家族等への社会復帰支援

ギャンブル等依存症の回復のためには、ギャンブル等をしない生活を継続しつつ、医療機関への通院や、自助グループや家族会等の活動などへの参加が必要となりますが、社会復帰支援に向けては、職場を含む社会全体においてギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が得られていないことから、周囲の理解や協力が得られにくい場合もあります。そのため、ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復する病気であることなど、ギャンブル等依存症の正しい知識と理解を進め、就労継続や復職における必要な支援を行う必要があります。

今後の取組

- ギャンブル等依存症の方の回復と、ギャンブル等依存症の方やその家族等が円滑な日常生活を送れるよう、関係機関や自助グループや家族会等と連携し、ギャンブル等依存症は回復する病気であること等の正しい知識を社会全体に啓発し、ギャンブル等依存症に対する理解を促します。
- ギャンブル等依存症の患者の方が多重債務問題を抱えている場合には、本人及び家族に多重債務相談窓口を紹介し、社会復帰を支援します。
- ギャンブル等依存症の方が治療を受けながら休職からの復職、就労継続について、偏見なく行われるよう自助グループや家族会等の民間支援団体、障害者総合支援法に基づく事業所等と連携して、職場などにおける理解や支援を促します。
- 職場における啓発活動として、ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリフレット等による周知が行えるよう、包括的な連携協力体制の構築を進めます。
- ギャンブル等依存症患者に対して、認知行動療法を用いた治療、回復プログラムを実施します。
- ギャンブル等依存症者の家族に対して、「CRAFT」等の回復プログラムを精神保健福祉センター職員が講師として実施します。

※CRAFTは「Community Reinforcement And Family Training」（コミュニティ強化法と家族トレーニング）の略称で、飲酒問題や薬物問題に悩む家族のためにアメリカで開発されたプログラムのこと。

4. 基盤整備

○依存症対策の基盤整備

(1) ギャンブル等依存症及び関連問題に適切に対応できる人材の養成

ギャンブル等依存症は適切な治療や支援により回復が十分可能な病気ですが、医療体制や相談・支援体制が十分でないことから、ギャンブル等依存症の方やその家族が早期に必要な治療や支援につながっていない状況にあります。そのため、地域の医療や相談支援体制の整備や質の向上を図るために、ギャンブル等依存症や関連問題に適切に対応できる医療・保健・福祉業務に従事する人材の育成が必要です。

今後の取組

- ギャンブル等依存症の方やその家族に接する機会のある者（県内市町村、地域包括支援センター等の他、それらに関係する機関及び団体の専門員等）を対象に、対応力向上を目的に医師等を講師として研修を実施します。
- ギャンブル等依存症に関わる関係者の人材育成、知識や技術等の向上のために依存症対策全国センターや精神保健福祉センター等が開催する研修会への参加を推進します。

(2) 県による連携会議（行政、医療機関、自助グループや家族会等）を開催することにより各団体の連携を促進し、包括的な連携協力体制を構築

ギャンブル等依存症の方やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係機関等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、専門医療機関等へ早期につなぐことのできる連携協力体制を構築する必要があります。

今後の取組

- ギャンブル等依存症対策に関連する関係機関で構成する連携会議を開催します。
- 連携会議において、地域における行政、医療機関、自助グループや家族会等の関係機関の支援内容や課題を共有し、改善策の検討を進めることにより適切な相談や治療、回復支援までつなげる包括的な連携体制の構築に努めます。

○県内関係事業者の取組

ギャンブル等依存症対策基本法第 15 条において「国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。」とし、第 19 条では「国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」とされています。

①奈良県営競輪場による取組

- 「ギャンブル等依存症予防」等に関するポスターの場内掲出やデジタルサイネージ等での表示、車券発売機に依存症防止啓発シール貼付及び出走表等でも啓発を行います。
- ガイダンスコーナーにギャンブル等依存症関係（県精神保健福祉センター、多重債務防止、支援団体等）のリーフレット等を配架します。
- 競輪場で実施するイベントにおいて、関係団体等と連携し、啓発ブースを設置すると共に、啓発物品（リーフレット、ティッシュ等）を配布します。
- 競輪の車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方への相談窓口の設置します。また、ファン相談室において、競輪の車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方やその家族からの相談を受け付けており、必要に応じて精神保健福祉センター等の相談窓口を紹介します。
- ギャンブル等依存症問題啓発週間の周知・啓発、ギャンブル等依存症に関する相談窓口、ギャンブル等依存症セルフチェック他を競輪場 HP に掲載します。
- 競輪場 SNS にてギャンブル等依存症に関する啓発を行います。
- 『インターネットで「競輪」等を検索する県内在住者』を対象にした WEB 広告により啓発します。
- 職員の研修
競輪団体等が開催するギャンブル等依存症対策研修を受講するなど、知識を深め対応スキルの習得に努めます。

②奈良県遊技業協同組合による取組

- 全国的な指針を踏まえ、広告チラシにのめり込みへの注意喚起の文言を入れます。
- 「自己申告・家族申告プログラム」により、本人又は家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、店員が入場制限のある客を確認します。
- 18 歳未満は立入禁止であることを周知徹底する。疑われる人に対しては身分証明の提示を求めます。
- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の養成・研修等による従業員教育の推

進等を

図るとともに、同アドバイザーを配置し相談体制を強化する。必要に応じて、リカバリーサポート・ネットワークの電話相談を紹介します

③ボートレースチケットショップ大和ごせによる取組

- 場内のサイネージやポスターの掲示、ホームページ等でギャンブル等依存症問題に関する啓発を実施します。
- 場内において行政、関係団体等が作成した啓発資料等を配布します。
- 20歳未満と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を実施します。
- 本人又は家族の申告による相談受理、入場制限等を実施します。
- 相談者に対して、必要に応じて一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターや奈良県精神保健福祉センター等を紹介します。
- その他ギャンブル等依存症対策に関する関係団体等が実施する研修に参加します。

第5章 推進体制等

1. 計画の推進体制

基本法第5条から第9条までには、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者（医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者）の責務が定められています。

本計画を推進するために、関係団体が、それぞれ責務・役割を担うとともに、相互に連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進します。

(1) 国（基本法第5条）

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

(2) 地方公共団体（奈良県・市町村）（基本法第6条）

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

(3) 関係事業者（基本法第7条）

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。

(4) 国民（県民）（基本法第8条）

ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

(5) ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者（基本法第9条）

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

2. 計画の進行管理

本県の実情に即したギャンブル等依存症対策を推進するため、行政、医療、司法等の関係機関や自助グループ、関係事業者等からなる「奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議」において、進捗管理を行うとともに、国の基本計画や国が行う調査の結果、社会情勢等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

資料編

1. 奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定経過

| 年月日 | 会議等 | 内容 |
|--------------------|-----------------------|---|
| 令和6年9月11日 | 第1回奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議 | <ul style="list-style-type: none">・（仮称）奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について・ギャンブル等依存症をめぐる状況について・ギャンブル等依存症対策推進計画概要（案） |
| 令和6年11月11日 | 第2回奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議 | <ul style="list-style-type: none">・（仮称）奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画の本文案について |
| 令和6年12月～ 令和7年1月 | パブリックコメントの実施 | |
| 令和7年3月頃 | 計画策定・公表 | |

2. 奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議設置要綱

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）第13条第1項に基づく奈良県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定等に関する意見聴取を行い、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1)推進計画の策定に関すること。
- (2)ギャンブル等依存症対策の評価に関すること。
- (3)地域におけるギャンブル等依存症に関する情報や課題に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1)法第8条に規定するギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者
- (2)その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 連携会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連携会議の会議は、会長が招集する。

(事務局)

第7条 連携会議の事務局は、福祉医療部医療政策局疾病対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後において、最初に開かれる会議は、医療政策局長が招集する。

3. 奈良県ギャンブル等依存症対策連携会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

| 氏名 | 関係 | 所属・職名 |
|-------|----------------|--------------------------------------|
| 板野 陽一 | 学識経験者 | 奈良弁護士会 (松本・板野法律事務所) |
| 井上 育久 | 市町村 | 安堵町住民生活部健康福祉推進室 課長 |
| 岡田 俊 | 学識経験者 | 奈良県立医科大学精神医学講座 教授 |
| 岡田 禎之 | 教育関係者 | 奈良県高等学校等保健体育学会 会長 (大和高田市立 高田商業高校) |
| 岸本 年史 | 奈良県精神科 病院協会 | 秋津鴻池病院 院長 |
| 渋谷 英生 | 市町村 | 生駒市子育て健康部健康課 課長 |
| 西 優祈人 | 民間支援団体 | ギャンブル依存症問題を考える会 |
| 平井 陽子 | 家族会 | 全国ギャンブル依存症家族の会奈良 |
| 宮本 勝弘 | 関連団体 | 奈良県遊技業協同組合 専務理事 |
| 山崎 則男 | 関連団体 | 奈良県営競輪場 場長 |
| 山田 全啓 | 精神保健福祉 センター | 奈良県精神保健福祉センター 所長 |

4. ギャンブル等依存症対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必

要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2** 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3** 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2** 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2** 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2** 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。
- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
 - 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。